

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア プ ラ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長
ク ラ ー ク ・ ダ グ ラ ス ・ グ ラ ニ ン ジ ャ ー
(コ ー ド 番 号 8 5 8 9 大 証 第 一 部)
本 社 事 務 所 東 京 都 新 宿 区 新 小 川 町 4 番 1 号
問 合 せ 先 企 業 戦 略 部 長 磯 野 浩 伸
TEL (03) 5229-3986 (直通)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 26 日開催の当社取締役会において、定款の一部変更の件について本年 6 月 26 日開催予定の第 54 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 定款案第 1 条

本年 5 月 13 日および 5 月 26 日に公表いたしましたとおり、当社は、吸収分割の方式により、事業持株会社体制へ移行する予定であります。これに伴い、定款第 1 条に定める商号を変更するものであります。なお、定款第 1 条の変更につきましては、本年 6 月 26 日開催予定の当社定時株主総会における議案、「吸収分割契約承認の件」が承認され、かつ同議案における吸収分割の効力が発生することを条件として、平成 22 年 4 月 1 日付をもって効力が生じるものであります。

(2) 定款案第 2 条

当事業の現状に即し、事業目的を見直し、変更を行うものであります。また、これに伴う号数の変更を併せて行うものであります。なお、定款第 2 条の変更につきましては、本年 6 月 26 日開催予定の当社定時株主総会の決議をもって変更を行うものであります。

(3) 定款案第 7 条

平成 21 年 3 月の自己株式取得に関し、D 種優先株主様からの自己株式取得の申込により取得し自己株式となった D 種優先株式を平成 21 年 3 月に消却したことに伴い、D 種優先株式の発行可能種類株式総数の変更を行うものであります。なお、定款第 7 条の変更につきましては、本年 6 月 26 日開催予定の当社定時株主総会の決議をもって変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程（予定）

定時株主総会	平成 21 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生日①	平成 21 年 6 月 26 日（定款第 2 条、定款第 7 条）
定款変更の効力発生日②	平成 22 年 4 月 1 日（定款第 1 条）

以 上

<本件に関する問合せ先> 株式会社アプラス 広報室
TEL 03-5229-3986（バーナル、金崎）

【別紙】

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更定款案
第1章 総 則	第1章 総 則
<p>第1条 (商 号) 当社は、株式会社アプラスと称し、英文では<u>APLUS Co., Ltd.</u>と表示する。</p> <p>第2条 (目 的) 当社は、下の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. クレジットカードに関する業務。 2. 割賦購入斡旋業務。 3. 金銭の貸付ならびに信用保証業務。 4. 機械類その他の物品又は物件を使用させる業務。 5. 集金代行業務。 6. 計算事務代行業務。 7. 金銭債権の取得。 8. 前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）第2条第4項に規定する自家発行型前払式証券を発行する業務若しくは同条第5項に規定する第三者発行型前払式証券を発行する業務又はこれらの証券を販売する業務。 9. 電子計算機のプログラムの作成若しくは販売を行う業務。 10. 金融経済に関する調査又は研究を行う業務。 11. 事業者の経営に関する相談に応ずる業務。 <u>12. 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資販売業。</u> <u>13. 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資顧問業。</u> 14. 手形割引業務。 15. 損害保険の代理業務。 16. 生命保険の募集に関する業務。 17. 前各号に附帯する一切の業務。 	<p>第1条 (商 号) 当社は、株式会社アプラスフィナンシャルと称し、英文では<u>APLUS FINANCIAL Co., Ltd.</u>と表示する。</p> <p>第2条 (目 的) 当社は、下の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. クレジットカードに関する業務。 2. 割賦購入斡旋業務。 3. 金銭の貸付ならびに信用保証業務。 4. 機械類その他の物品又は物件を使用させる業務。 5. 集金代行業務。 6. 計算事務代行業務。 7. 金銭債権の取得。 8. 前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）第2条第4項に規定する自家発行型前払式証券を発行する業務若しくは同条第5項に規定する第三者発行型前払式証券を発行する業務又はこれらの証券を販売する業務。 9. 電子計算機のプログラムの作成若しくは販売を行う業務。 10. 金融経済に関する調査又は研究を行う業務。 11. 事業者の経営に関する相談に応ずる業務。 <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 12. 手形割引業務。 13. 損害保険の代理業務。 14. 生命保険の募集に関する業務。 15. 前各号に附帯する一切の業務。
第2章 株 式	第2章 株 式
<p>第7条 (発行可能種類株式総数) 当社の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 普通株式については 1,225,396,072株 2. B種優先株式については 10,000,000株 3. C種優先株式については 15,000,000株 4. D種優先株式については <u>49,000,000株</u> 5. E種優先株式については 70,500,000株 6. F種優先株式については 10,000,000株 7. G種優先株式については 25,000,000株 8. H種優先株式については 40,500,000株 	<p>第7条 (発行可能種類株式総数) 当社の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 普通株式については 1,225,396,072株 2. B種優先株式については 10,000,000株 3. C種優先株式については 15,000,000株 4. D種優先株式については <u>16,750,000株</u> 5. E種優先株式については 70,500,000株 6. F種優先株式については 10,000,000株 7. G種優先株式については 25,000,000株 8. H種優先株式については 40,500,000株